埼　剣　連　第332号

令和5年3月13日

各加盟団体長様

公益財団法人　埼玉県剣道連盟

会　長　　山　中　茂　樹

第36回 県民総合スポーツ大会　兼

特別国民体育大会剣道競技（成年男子・成年女子）予選会

の実施について

　このことについて、下記のとおり実施いたしますので、参加資格を確認の上申し込んでください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、変更する場合もありますので、御承知おきください。

　なお、本大会は来る10月8日(日)～10日(火)までの予定で鹿児島県にて開催されます。

記

1　　実施日時　　令和5年5月20日（土）入場：9時00分

 　　　　　　　　　　　 受付検量：9時10分～10時00分

2　　実施場所　　埼玉県立武道館　主道場

3　　大会出場および運営にあたって

**全日本剣道連盟「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」（令和4年5月27日付け）と「面マスクの着用について」（令和5年3月10日付け）により実施しますので、ガイドラインを事前に十分確認してください。**

1. 選手並びに関係者は大会当日に検温し、確認票に記入する。
2. 武道館への入場は1階正面入口とし、入場時間は厳守すること。
3. 道場入口にて入場時にアルコール消毒を行い、受付にて確認票を提出する。係員の指示に従うこと。
4. 面マスクの着用は個人の判断に委ねることとします。

面マスクを着用しない場合は、口の部分を覆うシールドの着用をお願いします。

4　　参加資格（年齢基準は令和5年4月1日とする。）

選手構成の年齢制限は次のとおりとする。

成年男子

　　　　　　【先鋒】H10年4月2日以降～H17年4月1日までに生まれた者

　　　　　 【次鋒】S63年4月2日以降～H10年4月1日までに生まれた者

　　　　　　【中堅】S53年4月2日以降～S63年4月1日までに生まれた者

【副将】S43年4月2日以降～S53年4月1日までに生まれた者

　　　　　　【大将】55歳以上〔S43年4月1日以前に生まれた者〕

成年女子

【先鋒】H5年4月2日以降～H17年4月1日までに生まれた者

【中堅】S58年4月2日以降～H5年4月1日までに生まれた者

【大将】S58年4月1日以前に生まれた者

※　ただし、大将は、（注）の監督資格を有する者

（注）監督については公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

◎　令和5年4月30日以前から埼玉県内に居住（住民票の一致）し、本連盟加盟団体の会員であること。

◎　埼玉県の高校を卒業して、他県に居住している者は｢ふるさと制度｣を適用して出場となるので、申し込み時に連絡のこと。

◎　大学生の出場資格

1. 埼玉県の高校を卒業して、県内に居住している者。
2. 他県の高校を卒業した場合は、住民票が埼玉県内にある者。

　　　◎　本予選会に参加した者は、他の都道府県の予選会に参加することはできない。

5　　申込方法　　申込みは「国体成年男子申込書」「国体成年女子申込書」を使用し4月18日（火）までにエントリーフォームより申し込んでください。

6　　試合方法

　(1)　 全日本剣道連盟　剣道試合・審判規則と同細則、および主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインに記載の試合方法による。

1. 予選は各年代別に行う。（トーナメント戦または、リーグ戦とする）
2. 試合は3本勝負とし、試合時間は5分とする。勝敗が決しない場合は延長戦を行い、先に1本取った者を勝ちとする。なお、延長に入ってからの試合時間は3分区切りで、延長3回で1回5分の休憩を取り勝敗の決するまで継続する。

7　　選手決定について　各年代別、優勝者を埼玉県代表選手とする。

8　　その他

(1)　垂れに付ける名札の所属名は加盟団体名とする。ただし、大学剣道連盟から出場する者に限っては、大学名の名札を可とする。

(2)　本連盟として傷害保険には加入しております。なお、大会中の負傷、疾病については、応急処置のみ行います。保険証を持参してください。

(3)　申込者の無い加盟団体も、事務局まで御報告ください。

(4)　参加資格について、分からない点がありましたら埼剣連事務局までお問い合わせください。

(5)　観客の入場については、後日ホームページにて発表します。

9　　個人情報保護法への対応　(以下を申込者に周知してください。)

　　　申込書に記載される個人情報（登録県名、称号、段位、漢字氏名、カナ氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業等）は、全日本剣道連盟及び加盟団体(各都道府県剣道連盟)が実施する本大会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためにマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

**剣道用具の取り扱いについて**

（1）竹刀の長さ（全長・先革長）、重さ、太さ（先革先端対辺直径値及び先端より8cmのちくとう部対角直径値）は、表と図のとおりとする。

　 ピース（四つ割り竹）の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状の変更をしたものの使用は認めない。

（2）小手はこぶしと前腕（肘から手首の最長部）の1/2以上を保護し、安全性を保つため小手頭部および小手ふとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力がある。

　 小手ふとん部のえぐり（クリ）の深さについては小手ふとん最長部と最短部の長さの差が2.5cm以内である。

（3）面ふとん部は安全性を保つため、肩関節を保護する長さがあり、十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。

（4）剣道着の袖は、安全性を保つため、肘関節を保護する長さを確保する。（構えたときに肘関節が隠れること）







8